

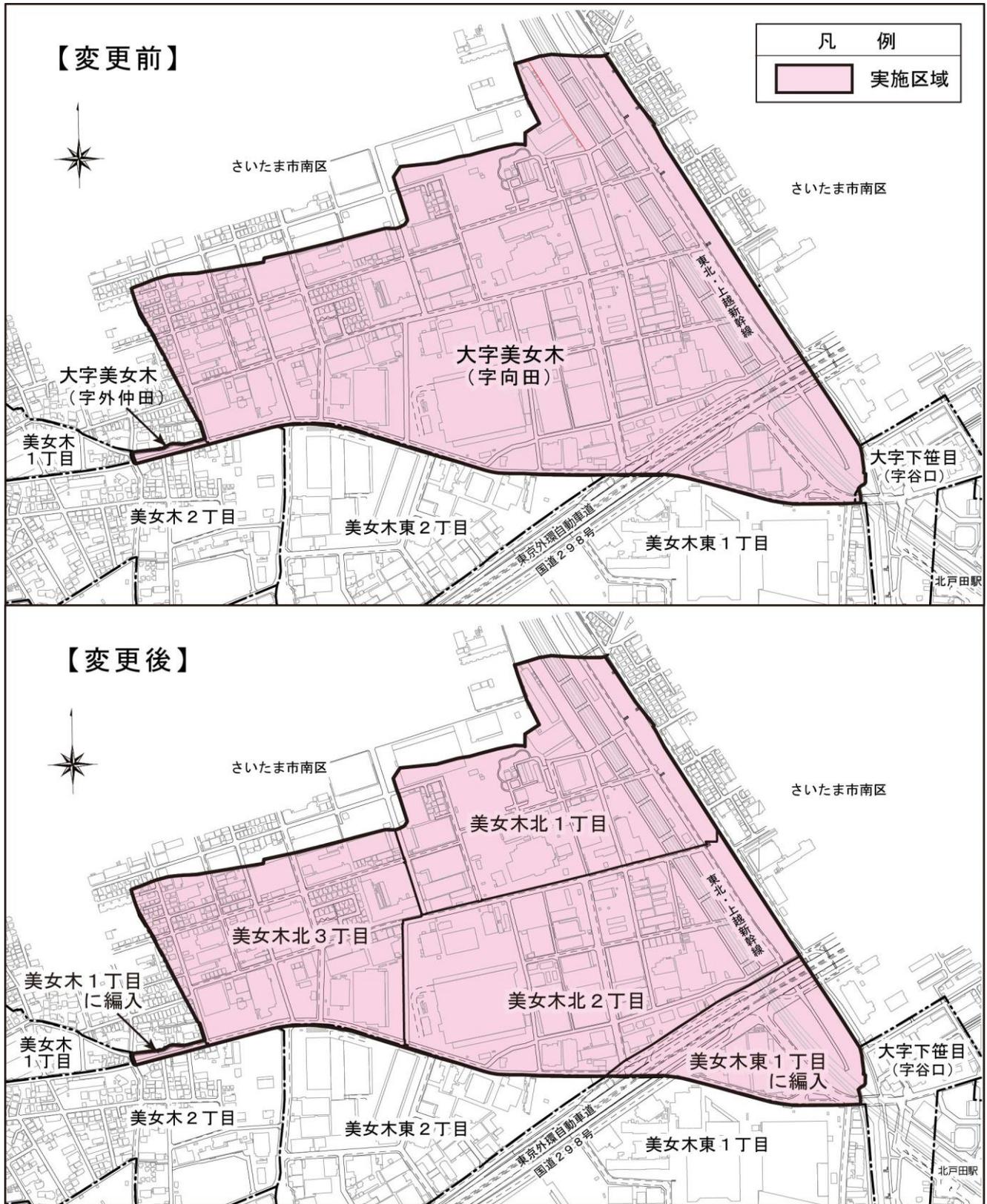
ちょうかいちょうめいちばんへんこう

# 町界町名地番変更のしおり

令和3年11月1日（月）から  
あなたの住所が変わります

戸田市

# 新旧対照図



# はじめに

美女木向田地区における町界町名地番整理事業により、令和 3 年 11 月 1 日から新しい住所に変更になります。この事業は新しい町名と地番に変更することにより、お住まいの住所をわかりやすく示すものです。このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

**※住所変更等の各種手続きは、変更日(令和 3 年 11 月 1 日)以降に行ってください。**

## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 町界町名地番整理事業によるメリット              | 1  |
| 2 今回お届けするもの                      | 2  |
| 3 新しい住所等の表し方                     | 3  |
| 4 郵便番号について                       | 4  |
| 5 土地の名称及び地番変更証明書について             | 4  |
| 6 住所変更の手続きについて                   | 5  |
| (1) 市役所・法務局などが職権で変更するもの          | 5  |
| (2) 新しい住所に書換えた通知、証書等が自動的に送付されるもの | 6  |
| (3) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの       | 7  |
| 7 法務局での登記手続きについて                 | 10 |
| 8 住所変更のお知らせ用はがきについて              | 13 |
| 9 その他                            | 14 |
| 10 関係機関案内                        | 15 |

# 1 町界町名地番整理事業によるメリット

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1000番を超える地域もあり、町を特定できても、その中の該当地をすぐに見つけることが難しくなっています。

こうした地番の混乱を解消し、誰もが訪ねやすく分かりやすいまちにするのが町界町名地番整理事業です。

## ☆町界町名地番整理事業によるメリット☆

- ✦火災や事故など緊急時に通報する際、場所の特定がしやすくなります。
- ✦救急車、消防車、パトカーなどの緊急車両が早く到着しやすくなります。
- ✦郵便、荷物などの集配業務で間違いが起きにくくなります。
- ✦人に場所の案内をしやすくなります。



## 2 今回お届けするもの

|  |  |
|--|--|
| 町界町名地番変更の<br>し お り                           | <ul style="list-style-type: none"><li>• 当冊子です。</li></ul>   |
| 会社・法人等の変更登記の手引き<br>※法人のみ                     | <ul style="list-style-type: none"><li>• 会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です（住民のみなさまにはお届けしておりません）。</li></ul>   |
| 住 所 変 更 の<br>予 定 通 知 書                       | <ul style="list-style-type: none"><li>• 変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 今回お届けした予定通知書は住所変更の証明とはなりません。</li><li>◇ 令和3年11月1日以降に、土地の名称及び地番変更証明書を送付します。（詳しくは4ページをご覧ください）。</li></ul></li></ul> |
| 住所新旧対照案内図                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>• 新しい町名・境界、新・旧の住所等を表しています。</li></ul>   |
| 住 所 変 更 の<br>お 知 ら せ 用 は が き<br>(1 世 帯 50 枚) | <ul style="list-style-type: none"><li>• 対象地域にお住まいの居住者の方が主要となる通信先（知人・取引先等）に新住居番号をお伝えいただくものです。</li><li>• ご不明な点は、<a href="#">市役所都市計画課</a>までご相談ください。</li></ul>   |
| 登 記 申 請 書                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>• 不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは10ページ以降をご覧ください。</li><li>• 法人のみなさまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。</li></ul>                                |

### 3 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

**住所** . . . . . 町名と地番が変わります。

#### 変更前の例

戸田市 大字美女木 974 番地

戸田市 大字美女木 1269 番地 の 17

#### 変更後の例

戸田市 美女木北 1 丁目 5 番地 の 3  
新町名 新地番

戸田市 美女木東 1 丁目 6 番地 の 1  
新町名 新地番

**本籍** . . . . . 町名と地番が変わります。

#### 変更前の例

戸田市 大字美女木 974 番地

戸田市 大字美女木 1269 番地 17

#### 変更後の例

戸田市 美女木北 1 丁目 5 番地 3  
新町名 新地番

戸田市 美女木東 1 丁目 6 番地 1  
新町名 新地番

**不動産（土地・建物）** . . . . . 町名と地番が変わります。

#### 変更前の例

戸田市 大字美女木 字向田 974 番（地）

戸田市 大字美女木 字向田 1269 番（地） 17

#### 変更後の例

戸田市 美女木北 1 丁目 5 番（地） 3  
新町名 新地番

戸田市 美女木東 1 丁目 6 番（地） 1  
新町名 新地番

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

## 4 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 美女木北1～3丁目        | 〒335-0038 |
| 美女木1丁目（変更ありません）  | 〒335-0031 |
| 美女木東1丁目（変更ありません） | 〒335-0032 |

※美女木1丁目及び美女木東1丁目に編入される区域の郵便番号は上記のとおり変更になりますのでご注意ください。

## 5 土地の名称及び地番変更証明書について

新しい住所に変更となります **11月1日以降**に、市役所より土地の名称及び地番変更証明書を1世帯（1事務所）あたり10枚送付します。

証明書が不足した場合は、市役所市民課・美笹支所・戸田公園駅前出張所にて無料で発行します。

なお、この証明書は町界町名地番変更に係る手続き以外にはご使用になれません。

また、コンビニ交付のサービスを利用して当該証明書を発行することはできませんのでご注意ください。

| 請求者            | 必要書類など   |
|----------------|--|
| 本人または同一世帯に属する方 | <ul style="list-style-type: none"><li>請求する方（来庁する方）の本人確認書類<br/>（顔写真付の公的なもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・在留カード等）なら1点、それ以外のもの（健康保険証・年金手帳・通帳・社員証等）なら2点お持ちください。）</li></ul> |
| 代理人            | <ul style="list-style-type: none"><li>代理人の本人確認書類（上記参照）</li><li>依頼人が自署、押印した委任状</li></ul>  |

## 6 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが職権で変更するものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものとがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### (1) 市役所・法務局などが職権で変更するもの

|          |  |
|----------|--|
| 市役所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民票（住民基本台帳）</li> <li>• 戸籍の表示・戸籍の附票<br/>※本籍が当該地区内にある場合のみ。本籍の地番によっては自動で変更されない場合があります。</li> <li>• 選挙人名簿</li> <li>• 印鑑登録原票</li> <li>• 固定資産課税台帳</li> <li>• 児童手当台帳</li> <li>• 特別児童扶養手当台帳</li> <li>• 市県民税課税台帳</li> <li>• 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所</li> <li>• 犬登録</li> </ul> <p style="text-align: right;">…など</p>                           |
| 法務局      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> <li>• 建物登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> </ul> <p>※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは10ページ以降をご覧ください。</p>  |
| 日本年金機構   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民年金の第一号被保険者の方</li> <li>• 国民年金・厚生年金の給付を受けている方</li> <li>• 60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方</li> </ul> <p>※介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は浦和年金事務所（TEL 048-831-1638）へお問い合わせください（「住所変更届」の用紙は市役所保険年金課にも用意しています）。</p> <p>また、今回の住所変更後、3か月以上経過しても日本年金機構からの通知等が変更前の住所で送られた場合も、浦和年金事務所（TEL 048-831-1638）へお問い合わせください。</p> |
| 主な公共サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>• NHK</li> <li>• NTT（固定電話）</li> <li>• 東京ガス</li> <li>• 郵便</li> <li>• 水道</li> </ul>   |

(2) 新しい住所に書換えた通知、証書等が自動的に送付されるもの

| 送付者         | 証書等  | 担当課             | 電話番号              |
|-------------|--|-----------------|-------------------|
| 市<br>役<br>所 | 本籍表示変更通知書<br>※本籍が当該地区内にある場合のみ。当該地区にあっても、本籍の地番によっては自動で変更されない場合があります。その場合、本通知書は送付されません。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。 | 市民課管理担当         | 048-441-1800 (代表) |
|             | 国民健康保険被保険者証  | 保険年金課国保賦課担当     |                   |
|             | 後期高齢者医療被保険者証   | 保険年金課後期高齢者医療担当  |                   |
|             | 介護保険被保険者証  | 健康長寿課介護保険担当     |                   |
|             | 重度心身障害者医療費受給者証   | 障害福祉課障害者支援担当    |                   |
|             | こども医療費受給資格者証   | こども家庭支援室医療・手当担当 |                   |
|             | ひとり親家庭等医療費受給者証   |                 |                   |
|             | 児童扶養手当証書   |                 |                   |

※新しい住所に書き換えた通知、証書等を11月1日以降に送付します。

※新しい被保険者証及び受給資格証が届くまでは、そのままご使用ください。

### (3) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。

一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありません。みなさまのご都合に合わせて手続きをお願いします。ただし、身分証明書として使用している場合は、お早めに変更手続きをしてください。

なお、手続きができるのは新しい住所に変更となります **11月1日以降**となりますのでご注意ください。

手続きには土地の名称及び地番変更証明書が必要となるものがあります。証明書が不足した場合は、市役所市民課・美笹支所・戸田公園駅前出張所にて無料で発行します。

#### ■ 自動車関係

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等<br>(事柄)                          | 届出先  | 必要書類など   | 備考 |
|---|--|--|----|
| 運転免許証の住所、本籍の変更                                | 蕨警察署<br>蕨市錦町 1-12-21<br>TEL 048-444-0110<br><br>埼玉県警察運転免許センター<br>鴻巣市鴻巣 405-4<br>TEL 048-543-2001 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証</li> <li>• 土地の名称及び地番変更証明書</li> <li>• 本籍表示変更通知書<br/>(本籍変更がある場合)</li> </ul> ※本籍表示変更通知書は、市役所市民課より11月1日以降に発送予定です。 |    |
| 軽自動車の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更              | 軽自動車検査協会<br>埼玉事務所<br>上尾市大字平方領々家字前 505-1<br>TEL 050-3816-3110                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書</li> <li>• 土地の名称及び地番変更証明書</li> <li>• 車検証</li> </ul>   |    |
| 自動車・オートバイ(125cc超)の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更 | 埼玉運輸支局<br>さいたま市西区大字中釘 2154-2<br>TEL 050-5540-2026<br>(検査・登録ヘルプデスク)                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書</li> <li>• 土地の名称及び地番変更証明書</li> <li>• 車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証)</li> </ul>  |    |

## ■ 住民登録等

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等<br>(事柄)  | 届出先   | 必要書類など   | 備考 |
|---|---|--|----|
| 住民基本台帳カード<br>(写真付)の住所変更                                       | 市役所市民課<br>048-441-1800 (代表)<br><br>美笹支所<br>048-421-3003 | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳カード</li> <li>暗証番号がわかるもの</li> </ul> <p>※本人及び同一世帯の人が手続きできますが、暗証番号が不明な方は、本人による手続きが必要です。</p>                              |    |
| 個人番号（マイナンバー）カードの住所及び電子証明書の変更<br><br>※通知カードは、法改正により住所変更ができません。 | 戸田公園駅前出張所<br>048-420-9734                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号（マイナンバー）カード</li> <li>暗証番号がわかるもの</li> </ul> <p>※住所変更は、本人及び同一世帯の人が手続きできますが、電子証明書を設定している方や暗証番号の再設定をする方は、本人による手続きが必要です。</p> |    |
| 在留カード等の住所変更   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> <li>外国人登録証明書</li> </ul> <p>※別世帯の代理人が来る場合は、本人からの委任状が必要です。</p>                                   |    |

※代理人の方が手続きする場合は、事前に市役所市民課にお問い合わせください。

## ■ 保険・年金関係

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等<br>(事柄) | 届出先     | 必要書類など                           | 備考 |
|----------------------|---------|----------------------------------|----|
| 厚生年金被保険者の住所変更        | 勤務先     | 各勤務先又は各共済組合に確認して住所変更の手続きをしてください。 |    |
| 共済年金被保険者の住所変更        | 各共済組合   |                                  |    |
| 国民年金第3号被保険者の住所変更     | 配偶者の勤務先 |                                  |    |
| 共済年金の給付を受けている方の住所変更  | 各共済組合   |                                  |    |

## ■ 医療・福祉等関係

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更手続きが必要な届出等<br>(事柄)        | 届出先                               | 必要書類など  | 備考  |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|
| 生活保護受給者の住所変更                | 市役所生活支援課<br>TEL 048-441-1800 (代表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者証</li> <li>印鑑</li> </ul>                | 住所変更後もそのまま使用できます。<br><br>住所変更後もそのまま使用できます。<br>なお、11月1日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書換えます。 |
| 身体障害者手帳の住所変更                | 市役所障害福祉課<br>TEL 048-441-1800 (代表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>                 |   |
| 療育手帳の住所変更                   |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>                    |   |
| 精神障害者保健福祉手帳の住所変更            |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>             |   |
| 障害福祉サービス受給者証の住所変更           | 市役所障害福祉課<br>TEL 048-441-1800 (代表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス受給者証</li> </ul>                        |   |
| 自立支援医療受給者証<br>(精神通院医療)の住所変更 |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証<br/>(精神通院医療)</li> <li>印鑑</li> </ul> |   |
| 自立支援医療受給者証<br>(更生医療)の住所変更   |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証<br/>(更生医療)</li> <li>印鑑</li> </ul>   |   |
| 自立支援医療受給者証<br>(育成医療)の住所変更   |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証<br/>(育成医療)</li> <li>印鑑</li> </ul>   |   |
| 養育医療券の住所変更                  | 福祉保健センター<br>TEL 048-446-6479 (直通) | <ul style="list-style-type: none"> <li>養育医療券</li> </ul>                               |   |

## ■ 旅券関係

|           |  |
|-----------|--|
| 旅券（パスポート） | ※住所はパスポートの記載事項ではありませんので、訂正手続は不要です。<br>なお、パスポートの裏表紙の「所持人記入欄」に住所を記入されるときは、該当箇所を2本線で抹消し、余白に新しい住所をご自身で書き込んでください。 |
|-----------|--|

## ■ その他（一部）

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 携帯電話・インターネット等 | 契約されている会社にご確認の上、変更手続きしてください。 |
| 電気契約          |                              |
| 預金通帳          |                              |

各項目の手続きについて、ご不明な点がございましたら、市役所各担当課または各取扱機関に直接お問い合わせください。また、上記以外にも住所変更の届出が必要なものについては、直接ご確認の上、手続きを行ってください。

## 7 法務局での登記手続きについて

### ■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更していただく届出等<br>(事柄)                   | 届出先  | 必要書類など  | 備考  |
|---------------------------------------|--|---|---|
| 会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記 | 本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局<br>支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 土地の名称及び地番変更証明書</li> </ul> | 本店は変更日以降2週間以内、支店は変更日以降3週間以内に<br>変更手続きをしてください。 |
| 代表者等の住所の変更登記                          |  |   |   |

### ■ 不動産（土地・建物）関係

《各手続きは変更日（11月1日）以降に行ってください》

| 変更していただく届出等<br>(事柄)                            | 届出先   | 必要書類など  | 備考 |
|--|---|---|----|
| 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記                            | 不動産の所在地を管轄する法務局<br>戸田市内の土地・建物等については下記                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 土地の名称及び地番変更証明書</li> <li>• 印鑑</li> </ul> |    |
| 土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記 | さいたま地方法務局<br>〒338-8513<br>さいたま市中央区下落合5-12-1<br>TEL 048-851-1000(代表) |   |    |

### ○登記に関するお問い合わせ

#### 会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

TEL 048-851-1000（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「3」（会社法人登記）、次に「2」（登記申請相談）を押してください。

#### 不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 不動産登記部門

TEL 048-851-1000（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（不動産登記申請、登記情報相談）を押してください。

## 登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、土地の名称及び地番変更証明書を添付してください。  
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で印刷したものも使用できます。  
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和3年11月1日 町界町名地番変更

変更後の事項 住所 戸田市 美女木北1丁目 1番地の1

住所変更後の  
所有者の住所

申請人 住所 戸田市 美女木北1丁目 1番地の1

氏名 戸田 太郎



認印

捨印

連絡先の電話番号 048-000-0000

申請書提出年月日  
(手続きは変更日以降)

土地の名称及び地番変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

令和00年00月00日申請 さいたま地方法務局

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を  
正確にご記入ください

土地の表示

| 所在          | 地番  | 地目 | 地積                    |
|-------------|-----|----|-----------------------|
| 戸田市 美女木北1丁目 | 1番1 | 宅地 | 123.45 m <sup>2</sup> |
|             |     |    |                       |
|             |     |    |                       |

建物の表示

|      |                         |                         |    |    |         |
|------|-------------------------|-------------------------|----|----|---------|
| 所在   | 戸田市 美女木北1丁目 1番地 1       |                         |    |    |         |
| 家屋番号 | 1番1                     | 種類                      | 居宅 | 構造 | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積  | 1階 78.90 m <sup>2</sup> | 2階 67.89 m <sup>2</sup> |    |    |         |

## 8 住所変更のお知らせ用はがきについて

記載例のとおり、お知らせ用はがきに必要事項をご記入の上、専用封筒に可能な限り 50 枚まとめて納入し、最寄りの郵便差出箱（ポスト）若しくは郵便局の窓口に差し出してください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1 世帯・事業所当たり 50 枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、[市役所都市計画課](#)までご相談ください。

### 「住所変更のお知らせ用はがき」の記載例

**町名地番変更のお知らせ**

令和 3 年 11 月 1 日から町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所名及び郵便番号が下記のとおりに変更になりますのでお知らせいたします。

○実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず新住所をご記入ください。

記

新住所名  
郵便番号 **335-0038**  
戸田市 **美女木北 1 丁目〇〇番地の〇〇**  
(アパート・マンション名等)  
\_\_\_\_\_ 号室

ご氏名 **戸田 太郎**

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)

土地の名称及び地番変更通知書に記載された新住所をご記入ください

※宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。

## 9 その他

---

### (1) 通学区域

町名地番の変更によって、通学区域が変わることはありません。

### (2) 自治会の区域

自治会は、その地域のみなさまが自主的に組織・運営しているものです。  
町名地番の変更によって、自治会の区域が変わることはありません。

### (3) ごみの収集

町名地番の変更によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

# 10 関係機関案内

## 戸田市役所

住所：戸田市上戸田 1-18-1

電話：048-441-1800（代表）

交通：[電車]JR 埼京線 戸田駅東口より徒歩 10 分

## 戸田市役所 美笹支所

住所：戸田市美女木 5-2-16

電話：048-421-3003

交通：[バス]JR 埼京線 北戸田駅東口より「西川口駅西口行き」で「市民医療センター」下車徒歩 10 分  
JR 埼京線 北戸田駅西口より toco バス「美笹循環」で「美笹支所」下車徒歩 0 分

## 戸田市役所 戸田公園駅前出張所

住所：戸田市本町 4-15-11

電話：048-420-9734

交通：[電車]JR 埼京線 戸田公園駅西口より徒歩 1 分

## 埼玉県蕨警察署

住所：蕨市錦町 1-12-21

電話：048-444-0110（代表）

交通：[電車]JR 埼京線 戸田駅東口より徒歩 12 分  
JR 京浜東北線 蕨駅西口より徒歩 20 分

## 埼玉県警察運転免許センター

住所：鴻巣市鴻巣 405-4

電話：048-543-2001（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 鴻巣駅東口より徒歩 25 分

[バス]JR 高崎線 鴻巣駅東口より「免許センター行き」で「免許センター」下車徒歩 1 分

## さいたま地方法務局

住所：さいたま市中央区下落合 5-12-1

電話：048-851-1000

交通：[電車] JR 埼京線 与野本町駅東口より徒歩 8 分

## 軽自動車検査協会 埼玉事務所

住所：上尾市大字平方領々家字前 505-1

電話：050-3816-3110

交通：[バス] JR 高崎線 大宮駅西口より「平方行き」、「リハビリセンター行き」、「丸山公園行き」、「西上尾車庫行き」のいずれかで「平方領家南」下車徒歩 3 分

## 関東運輸局埼玉運輸支局

住所：さいたま市西区大字中釘 2154-2

電話：050-5540-2026（検査・登録ヘルプデスク）

交通：[バス] JR 高崎線 大宮駅西口より「平方行き」または「リハビリセンター行き」で「運輸支局前」下車徒歩 3 分

## 日本年金機構浦和年金事務所

住所：さいたま市浦和区北浦和 5-5-1

電話：048-831-1638

交通：[電車] JR 京浜東北線 北浦和駅西口より徒歩 5 分





**発行**

**戸田市役所 都市整備部 都市計画課**

**〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号**

**TEL 048-441-1800 (内線 392)**